

事務総局会議（第40回）議事録

日時	令和3年12月7日（火）午前10時00分～午前10時12分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官、戸苅家庭局第一課長
議事	最高裁判所事務総長への委任に関する確認について 氏本経理局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料
(12月7日開催)

裁判官会議議決事項案

下記の最高裁判所規則において最高裁判所が定めることとされている次の非常勤職員に支給する旅費、日当及び宿泊料に関する事項については、最高裁判所事務総長に委任されていることを確認する。

民事調停官、家事調停官、専門委員、労働審判員、民事調停委員、家事調停委員、精神保健審判員及び精神保健参与員

記

- 1 民事調停官及び家事調停官規則（平成15年最高裁判所規則第15号）第5条第1項
- 2 専門委員規則（平成15年最高裁判所規則第20号）第7条第1項ただし書
- 3 労働審判員規則（平成17年最高裁判所規則第3号）第7条第1項
- 4 民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和49年最高裁判所規則第5号）第7条第1項
- 5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成16年最高裁判所規則第13号）第6条第1項

民事調停官及び家事調停官規則

(旅費、日当及び宿泊料)

第五条 民事調停官又は家事調停官が第二条の規定により指定された裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により旅費を支給する。

- 2 旅費は、鉄道賃、船賃及び車賃の三種とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。
- 3 第一項の規定により旅費のみが支給される場合を除き、民事調停官又は家事調停官には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、民事調停官又は家事調停官に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

専門委員規則

(旅費、日当及び宿泊料)

第七条 専門委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、専門委員が所属の裁判所（その裁判所に支部が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する専門委員について指定する裁判所又は支部）又はこれと同一の場所にある他の裁判所又は支部で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。

- 2 前項に定めるもののほか、専門委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

労働審判員規則

(旅費、日当及び宿泊料)

第七条 労働審判員が所属地方裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により旅費を支給する。

- 2 旅費は、鉄道賃、船賃及び車賃の三種とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。
- 3 第一項に規定する場合を除き、労働審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するもの

とし、その種類及び金額は、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

- 4 前三項に定めるもののほか、労働審判員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

民事調停委員及び家事調停委員規則

(旅費、日当及び宿泊料)

第七条 民事調停委員又は家事調停委員が所属の裁判所（その裁判所に支部又は出張所が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する民事調停委員又は家事調停委員について指定する裁判所、支部又は出張所）又はこれと同一の場所にある他の裁判所、支部又は出張所で職務を行う場合には、次項及び第三項の規定により旅費を支給する。

- 2 旅費は、鉄道賃、船賃及び路程賃の三種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行について支給する。

- 3 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては上級の運賃）、急行料金（普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものの場合の普通急行料金又は準急行料金に限る。）並びに特別車両料金及び特別船室料金によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の割合（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの割合によつて算定した額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額）によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

- 4 第一項の規定により旅費のみが支給される場合を除き、民事調停委員又は家事調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の六級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、民事調停委員又は家事調停委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則

(精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法第六条)

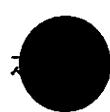
第六条 精神保健審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、精神保健審判員が処遇事件の係属する裁判所又はこれと同一の場所にある他の裁判所で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。

- 2 前項に定めるもののほか、精神保健審判員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

(精神保健参与員の旅費、日当及び宿泊料・法第十五条)

第十五条 第六条の規定は、精神保健参与員について準用する。

事務総局会議（第41回）議事録

日時	令和3年12月14日（火）午前10時00分～午前10時55分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官、笠井司法研修所長、遠藤裁判所職員総合研修所長、真鍋経理局主計課長
議事	<p>1 令和4年度裁判所所管予算について 氏本経理局長説明（資料第1）</p> <p>2 令和3年度首席書記官等協議会の開催について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 徳岡人事局長説明（資料第3）</p> <p>4 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第4）</p> <p>5 民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則の制定及び関連議決について 門田民事局長説明（資料第5）</p>
結果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 裁判官会議付議 1, 5 ◎ 了承 2, 3, 4
秘書課長 大須賀 寛 	

令和4年度予算案について

(単位:百万円)				
区分	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額案	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	325,368	322,814	△ 2,554	△ 0.8%

(単位:百万円)

1. 裁判事務処理態勢の充実 30,682 (前年比 +1,362)

○ 裁判手続等のデジタル化関係経費 717 (前年比 +488)

◇ 民事、刑事、家事の各デジタル化関連経費、情報基盤整備関連経費

※ 準正予算(1号)との合計額 2,265 (前年比 +1,550)

○ 民事事件関係経費 2,699 (前年比 +48)

◇ 民事調停、労働審判、専門委員会関連経費など

○ 刑事事件関係経費 4,127 (前年比 △270)

◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など

○ 家庭事件関係経費 6,112 (前年比 △61)

◇ 家事調停関連経費など

○ 事件共通関係経費 17,027 (前年比 +1,157)

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備 14,557 (前年比 △68)

○ 裁判所施設の耐震化等 14,557 (前年比 △68)

※ 準正予算(1号)との合計額 16,138 (前年比 △118)

3. その他の機構維持等に必要な経費 277,575 (前年比 △3,849)

○ 職員人件費 261,911 (前年比 △3,547)

○ 司法修習生関係経費 4,717 (前年比 △317)

○ その他の機構維持等経費 10,947 (前年比 +16)

4. 定員関係

○ 増員 41人

　　家裁調査官 2人

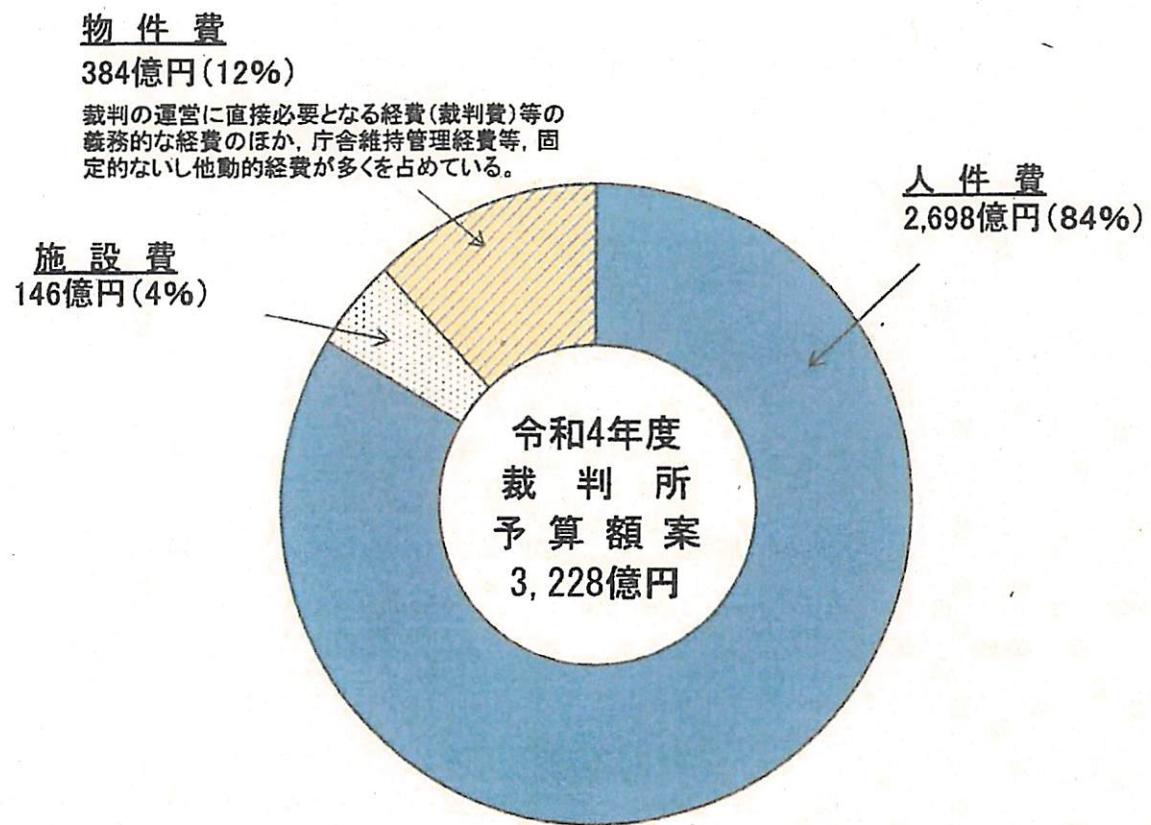
　　事務官 39人

○ 定員合理化等 67人

※速記官から事務官への振替2人を含む。

○ 事件動向、充員状況等を踏まえた判事補40人の減

一般経費の内訳



(単位：億円)

	4年度 予算額案	3年度 予算額	増▲減額
人 件 費	2,698	2,733	▲35
物 件 費	384	374	10
施 設 費	146	146	▲1
合 計	3,228	3,254	▲26

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

令和4年度予算（案）施設主要案件

1 庁舎新築

(新築・継続分) 8庁

本 庁	津 地 家 裁	(7)
	富 山 地 家 裁	(11)
	鳥 取 地 家 裁	(9)
	佐 賀 地 家 裁	(8)
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)
地家裁支部	(静岡) 沼 津	(8)
	(富山) 高 岡	(7)
	(広島) 福 山	(4)

(新築・新規分) 1庁

簡 裁	(和歌山) 串 本	(7)
-----	-----------	-----

2 裁判所施設の耐震化

(改修・継続分) 1庁

本 庁	大 阪 高 地 裁	(6)
-----	-----------	-----

(建替え・継続分) 3庁

地家裁支部	(大津) 彦 根	(4)
	(津) 伊 賀	(4)
	(盛岡) 二 戸	(7)

※ ()内の数字は完成年度を示す。

(令和3.12.14 総三印)

首席書記官等協議会の開催要領

- 1 主催 次により共催
- (1) 東京、広島各高等裁判所
 - (2) 大阪、名古屋各高等裁判所
 - (3) 福岡、高松各高等裁判所
 - (4) 仙台、札幌各高等裁判所
- 2 期日 1の(1), (3)及び(4)については、令和4年1月中の1日
1の(2)については、令和4年2月中の1日
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各協議員の所属する裁判所の属する地にある裁判所を相互に接続して開催する。
なお、最高裁判所から係官が出席する予定である。
- 4 協議事項 民事立会、刑事立会及び家事事件における書記官の役割に関する検討状況について
- 5 協議員 (1) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める人数に従い、各高等裁判所が選定する地方裁判所の民事事件を担当する裁判官、地方裁判所の刑事事件を担当する裁判官及び家事事件を担当する裁判官
- | | |
|--------------|----|
| ア 東京高等裁判所管内 | 7人 |
| イ 大阪高等裁判所管内 | 5人 |
| ウ 名古屋高等裁判所管内 | 5人 |
| エ 広島高等裁判所管内 | 4人 |
| オ 福岡高等裁判所管内 | 5人 |
| カ 仙台高等裁判所管内 | 4人 |
| キ 札幌高等裁判所管内 | 4人 |

ク 高松高等裁判所管内 4人

- (2) 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官
- (3) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める人数に従い、各高等裁判所が選定する地方裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官並びに家庭裁判所の首席書記官及び家事首席書記官。ただし、次席書記官が配置されている庁にあっては、実情に応じて、首席書記官に代えて次席書記官を選定することは、差し支えない。

ア 東京高等裁判所管内 6人

イ 大阪高等裁判所管内 5人

ウ 名古屋高等裁判所管内 5人

エ 広島高等裁判所管内 4人

オ 福岡高等裁判所管内 5人

カ 仙台高等裁判所管内 4人

キ 札幌高等裁判所管内 4人

ク 高松高等裁判所管内 4人

(令和3. 12. 14人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和4年2月15日（火）
- 3 開催方法 ウェブ会議を用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）
を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について
(2) その他
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長
補佐のうちいづれか1人

合計 16人

(令和3.12.14経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和4年2月16日（水）
- 3 開催方法 ウェブ会議を用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）
を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出席者 (1) 高等裁判所事務局の会計課長及び管理課長
(2) 高等裁判所事務局の総括企画官、会計課企画官、会計課課長
補佐、会計課専門官及び管理課課長補佐のうち出席を希望する
者

(令和3.12.14民二印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則
- 2 同制定理由
- 3 議決事項案（最高裁判所が、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則に基づく細則を定める権限を最高裁判所長官に委任することについて）

理由

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

(令和 3. 12. ●民二印)

議決事項案（最高裁判所が、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則に基づく細則を定める権限を最高裁判所長官に委任することについて）

最高裁判所は、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和●年最高裁判所規則第●号）第二条第一項及び第二項（これらの規定を同規則第四条第二項において準用する場合を含む。）の電子申立て等の方式に関する細則を定める権限を最高裁判所長官に委任する。